

令和6年度補正 クリエイター・事業者支援事業費補助金
(クリエイター・事業者海外展開促進)



国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)

実績報告マニュアル

version1 (2025.11.7)

◇この書類について

本書には補助金を活用して事業を推進した事業者の皆様が、すべての事業を終えた後に、事務局に対して実績報告する際に必要となる証憑や報告のルール等の基本的な事項を網羅的に記載しております。実際に補助金の交付を受けるための条件となりますので、事業者の皆様は本書をよくお読みになり、事業の実績報告をしてください。

また合わせて交付規程、補助金公募要項やFAQもご確認・ご同意の上、事業を推進してください。

目次

■補助金支払いまでの流れ

補助金支払いまでの流れ	3
実績報告とは	4
確定検査とは	5
実績報告方法	6

■必要な書類の準備

実績報告に必要な書類	8
----------------------------------	---

■実績報告の記入について

実績報告の作成	10
-------------------------------	----

■収支報告書の記入について

収支報告書の作成	17
渡航者リストの作成	32
経費算出の考え方	33

■経理関連証憑について

経理関連の書類	40
確認する項目	41
証憑類の提出方法	42
支払・発注先選定に関する書類	43
発注に関する証拠書類	44
見積・発注の代替証憑	45
精算に関する証拠書類	46
支払証明書類	47
その他の証憑類	49
委託事業の証憑について	56
不明瞭な証憑例	57

■社内人件費関連の提出証憑について

社内人件費関連の書類について	61
--------------------------------------	----

■成果物の提出について

本メニューの成果物について	72
成果物の提出方法	73



補助金支払いまでの流れ

補助金支払いまでの流れ

[目次へ戻る](#)

- 実績報告～補助金のお支払いまでには主に下記の3つのステップがあります。
- 事業者の皆様には「実績報告」を行っていただきます。

実績報告

事業完了日までにJLOX＋補助金システムに実績報告の必要事項を入力し、収支報告書や経理証憑などを添付していただきます。システムに添付できない容量が大きいファイルは下記メールアドレス宛に送付いただきます。

kensa3@jloxplusr6.jp

確定検査

実績報告内容について、事務局において確定検査を行います。確定検査終了後、事務局より「確定検査終了および補助金額確定のお知らせメール」が以下の書類と共に送付されます。内容を確認いただいたら、jGrantsから「精算払請求」をご申請ください。

- 補助金額確定通知書
- 様式7:間接補助事業実績報告書
- 様式8:精算払請求書※

※ 事務局から送付した本書面記載の日付を以って補助金支払請求があったものとみなしますので、事業者の皆様から請求書を提出いただく必要はありません。

補助金のお支払い

事務局は「精算払請求」申請受領後の最短10日～最長20日で、ご指定の口座へ補助金額をお支払いいたします。

※具体的なjGrants操作の手順等は、都度事務局よりメールにてご案内いたします。

- **実績報告とは**

事業者の皆様には全ての事業、支払を完了した後に、実施した事業の内容、収支の結果などを証憑類と共に事務局宛てに提出して頂きます。これらの報告、証憑類の提出を総称して実績報告と言います。

- **実績報告の目的**

事務局が補助金額を適切に算定し、最終的な補助金額を確定するために、事業が採択された内容どおりに実施されたか、経費が適切に支出されたか等について、事業者の皆様から提出される成果物、各種書類、証憑類を事務局が検査し、確認いたします(これを**確定検査**と呼びます)。実績報告は、この確定検査のための必須の基礎資料となります。

- **実績報告に要する書類**

実施した事業内容、成果などについて記載した実績報告フォームや成果物、収支報告書、証憑類等をjGrantsや事務局が指定するメール宛先に送付していただきます。

- **実績報告の期限**

実績報告の提出期限は事業完了日ですが、スムーズな確定検査と早期の補助金支払い実現のために、予定された**確定検査日の3営業日前まで**に実績報告を完了していただきますようご協力ください。事業内容によっては、確定検査日の1週間までに提出をお願いすることもあります。なお、報告期限である事業完了日までに報告が提出されない場合は、直ちに交付決定取り消しとなり、救済措置は一切ありませんので、余裕を持って提出してください。

- **確定検査とは**

事業者の皆様から事業完了後に提出して頂いた実績報告等の書類、証憑類に基づき、事務局が補助金支払いに先立って行う検査手続きを指します。

- **確定検査の目的**

確定検査は、事務局が補助金額を適切に算定し、最終的な補助金額を確定するために行います。事務局は事業が採択された内容どおりに実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうか等について、事業者の皆様から提出される成果物、各種書類、証憑類を検査し、確認いたします。

- **確定検査時の注意事項**

事業者の皆様に対しては、提出して頂いた報告、証憑類に関して、事務局から必要に応じて個別に確認、追加提出、修正依頼などのご連絡をいたします。

なお確定検査の結果次第では、補助金が減額される、または支払われない場合があること、さらには補助金支払後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する補助金を返還いただくことがあります。

なお、交付規程第17条第3項のとおり、国と事務局との間の実施期間の末日(2026年3月31日)までに支払うことが可能な確定金額に限り支払われます。

● 実績報告の大きな流れ

- 実績報告は、jGrantsや事務局指定のメールアドレスおよびクラウドサービスを利用し行っていただきます。指定外の方法・書式による提出は受理されませんのでご注意ください。

jGrants上からの 提出が必須な書類

- ✓ 実績報告フォーム
- ✓ 収支報告書
- ✓ 月次報告



メールでの 提出が必須な書類

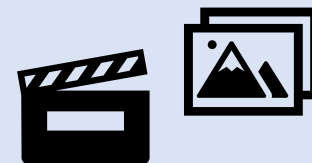
- ✓ 経理関係書類
- ✓ 社内人件費関連書類
- ✓ 成果物 等



kensa3@jloxplusr6.jp

クラウドサービスでの 提出が必須な書類

- ✓ 成果物
- ✓ システムに添付できない容量の大きいファイル 等





必要な書類の準備

実績報告のための必要書類一覧

1 実績報告フォーム

実施した事業内容や成果、重点的に取り組んだ内容、補助金を受け取るための口座情報等を記載いただくフォームです。
JLOX+サイトよりダウンロードし、ご使用ください。
※Excel形式でご提出ください。



詳細は
P10～

2 収支報告書

主に事業の支出について費目ごとに情報を記載いただく報告書です。
JLOX+サイトよりダウンロードし、ご使用ください。
※記入例は「収支報告書」ファイル内にございます。
※Excel形式でご提出ください。



詳細は
P17～

3 経理関連書類

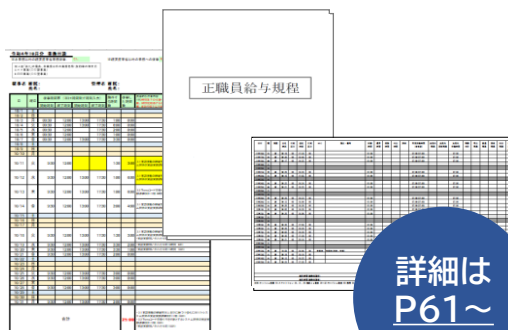
支払先選定に関する証憑、見積書、発注書、請求書、支払いの証拠(支払証明)、100%子会社等・関係会社等からの調達を行った場合の証憑類等をご提出ください。



詳細は
P40～

4 社内人件費関連書類 (該当者のみ)

社内人件費について報告する際は証憑として事業従事者の体制図、健保等級証明書または給与証明書、給与社内規定、業務日誌、タイムカード等ご提出ください。



詳細は
P61～

5 成果物

シナリオや映像、企画書など月次報告にて進捗を報告している成果物を、BOXにてご提出ください



詳細は
P71～



①実績報告フォームの記入について

①-1 実績報告フォームの作成

[目次へ戻る](#)

- 実績報告フォーム(指定フォーム)のダウンロード

JLOX+サイトの「実績報告について」より、ダウンロードし、ご使用ください。

URL: <https://jloxplusr6.jp/subsidy3/>

実績報告について

実績報告に関する指定フォーマットは、下記よりダウンロードしご使用ください。
※実績報告に関する指定フォーマットは随時追加・更新いたします。

実績報告作成時の参考資料

[実績報告マニュアル \(PDF\)](#)

[等級単価一覧表 令和7年度適用 \(PDF\)](#)

指定フォーマットのダウンロード

[実績報告フォーマット \(excel\)](#)

[収支報告フォーマット \(excel\)](#)

[業務日誌フォーマット \(excel\)](#)

[議事録フォーマット \(word\)](#)

①-2 実績報告フォームの作成

[目次へ戻る](#)

● 実績報告フォームの構成

案件番号	R00000
事業者名	A
事業名	

実施した間接補助事業

※この部分が様式7に反映されます

		(入力文字数)	/	(文字数の上限)
【実施した事業の目的及び内容（公表）】 ※いつ、どこで、何き、どのように実施したか		0	/	200
【重点的に実施した事項】 ※海外展開に向けた活動や制作現場の環境改善など、本事業を実施する上で特に注力したこと	B	0	/	400
【事業の効果】 ※制作活動の進捗を含めた事業の結果及びその効果		0	/	400

間接補助事業の収支決算（収支報告書の数字を記入）

A 自己資金 算用数字のみを記載	
B 補助金充当額 算用数字のみを記載	C
C その他、当該補助事業により直接得た収入 算用数字のみを記載	
D 間接補助事業主体に要した経費総額 算用数字のみを記載	
E 補助対象経費 算用数字のみを記載	

振込先口座

金融機関名（例：〇〇銀行、〇〇信用金庫等）	
銀行コード（算用数字4桁）	
支店名（例：〇〇支店）	
支店コード（算用数字3桁）	D
預金種目 ※プルダウンより選択	
口座番号（算用数字7桁）	
口座名（カタカナ）	
口座名（漢字）	

A) 概要欄

事業に関する基本情報(案件番号、事業者名、事業名)を記載

※(様式2)交付決定通知書から転記ください

B) 実施した間接補助事業欄

実施した事業の内容やその結果などを記載

※(様式7)実績報告書に反映されます

C) 収支決算欄

実施した事業の収支決算を記載

※収支報告書 まとめ欄から転記

D) 振込先口座欄

補助金の振込先となる口座情報を記載

①-3 実績報告フォームの作成

[目次へ戻る](#)

● A)概要欄

- ・ (様式2)交付決定通知書および収支報告書と一致するようご記載してください。

案件番号 ①	R00000
事業者名 ②	
事業名 ③	

- ① 案件番号: (様式2)交付決定通知書の右上に記載されている「R」で始まるR+5桁の番号を記載
- ② 事業者名: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業者名(貴社名)を記載
- ③ 事業名: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業の名称を記載

①-4 実績報告フォームの作成

[目次へ戻る](#)

● B)実施した間接補助事業欄

- ・文末は言い切り(～でした。～である。等)でご記載ください。
- ・文字数上限を超過するとセルがオレンジ色になります。ご注意ください。

実施した間接補助事業		(入力文字数 / 文字数の上限)	
【実施した事業の目的及び内容（公表）】 ※いつ、どこで、何を、どのように実施したか	①	0 /	200
【重点的に実施した事項】 ※海外展開に向けた活動や制作現場の環境改善など、本事業を実施する上で特に注力したこと	②	0 /	400
【事業の効果】 ※制作活動の進捗を含めた事業の結果及びその効果	③	0 /	400

- ① **実施した事業の目的及び内容(公表):**補助を受けてどういった事業を行ったのか、
どういったコンテンツを制作したのか等、事業の概要をコンテンツ名を含める形でご記載ください。
※この項目に記載された内容は、VIPO公式サイトの補助金活用事例にて公表いたします。
別途、公表用の内容を用意することも可能ですので、確定検査の際にご相談ください。
- ② **重点的に実施した事項:**作品を海外に展開していくうえで座組が行った取り組みや
制作現場の環境改善の取組など、本事業を実施する上で特に注力したことを記載してください。
- ③ **事業の効果:**制作活動の進捗や結果、補助金によってできたこと等を記載してください。

①-5 実績報告フォームの作成

● C)収支決算欄

[目次へ戻る](#)

- 間接補助事業の収支決算には、収支報告書の【まとめ】A～Eの金額をそのまま記載してください。

まとめ	A 自己資金	¥0 自動計算
	B 補助金充当額	¥0 自動計算 ※千円未満切り捨て
	C その他、当該補助事業により直接得た収入	¥0 自動計算
	D 間接補助事業全体に要する経費総額	¥0 自動計算
	E 補助対象経費	¥0 自動計算
	F 調整費	¥0 自動計算 ※Eが補助対象経費(交付決定額)を超過した分など



間接補助事業の収支決算（収支報告書の数字を記入）

A 自己資金 算用数字のみを記載	
B 補助金充当額 算用数字のみを記載	
C その他、当該補助事業により直接得た収入 算用数字のみを記載	
D 間接補助事業全体に要した経費総額 算用数字のみを記載	
E 補助対象経費 算用数字のみを記載	

①-6 実績報告フォームの作成

[目次へ戻る](#)

● D)振込先口座欄

- 振込先口座には、補助金を振り込む口座の情報を入力してください。
(※入力情報に誤りがある場合、振込予定日が遅くなる可能性があります)

振込先口座	
金融機関名 (例: ○○銀行、○○信用金庫等)	①
銀行コード (算用数字4桁)	②
支店名 (例: ○○支店)	③
支店コード (算用数字3桁)	④
預金種目 ※プルダウンより選択	⑤
口座番号 (算用数字7桁)	⑥
口座名 (カタカナ)	⑦
口座名 (漢字)	⑦

- ① 金融機関名:正式名称を記載してください。
- ② 銀行コード(算用数字4桁):4桁未満の場合、0を追加してください。(例:11→0011)
- ③ 支店名:正式名称を記載してください。
- ④ 支店コード(算用数字3桁):3桁未満の場合、0を追加してください。(例:1→001)
- ⑤ 預金種目 ※プルダウンより選択:該当種目を選択してください。
- ⑥ 口座番号(算用数字7桁):7桁未満の場合、0を追加してください。(例:12345→0012345)
- ⑦ 口座名(カタカナ)/口座名(漢字):正式な口座名を記載してください。

※ゆうちょ銀行の場合※
下記URLより振込用口座の情報を
ご確認ください。
https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj-sk_fm_kz_1.html



②収支報告書の記入について

②-1 収支報告書のダウンロード

[目次へ戻る](#)

- 収支報告書(指定フォーム)のダウンロード

JLOX+サイトの「実績報告について」ページより、ダウンロードし、ご使用ください。

URL: <https://jloxplusr6.jp/subsidy3/>

実績報告について

実績報告に関する指定フォーマットは、下記よりダウンロードしご使用ください。
※実績報告に関する指定フォーマットは随時追加・更新いたします。

実績報告作成時の参考資料

- 実績報告マニュアル (PDF) [📄](#)
- 等級単価一覧表 令和7年度適用 (PDF) [📄](#)

指定フォーマットのダウンロード

- 実績報告フォーマット (excel) [📄](#)
- 収支報告フォーマット (excel) [📄](#)**
- 業務日誌フォーマット (excel) [📄](#)
- 議事録フォーマット (word) [📄](#)

②-2 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 作成にあたっての主な留意点

- ・ 収支報告書の作成は必須です。
- ・ 渡航者リストは渡航宿泊の費用がある場合、作成してください。

収支報告書										
国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)										
※適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできる限り細かくご記入ください。										
概要	事業名				事業開始日 (交付決定通知書参照)	yyyy/mm/dd	事業管理番号	R00000		
	事業名				事業完了日 (交付決定通知書参照)	yyyy/mm/dd	補助対象経費 (交付決定時)			
					支援対象 (※プルダウンから選択)		補助率	2分の1		
支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1								VO	
	2								VO	
	3								VO	
	4								VO	
	5								VO	
	6								VO	
	7								VO	

< > 収支報告書 収支報告書記入例(映像企画開発) 収支報告書記入例(ゲーム企画開発) 渡航者リスト 渡航者リスト記入例 + :

【収支報告書/記入例】

【渡航者リスト/記入例】

②-3 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 収支報告書の構成

収支報告書
国内映像企画開発を行う事業（プリプロダクション支援）
※適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできるだけ記入ください。

事業名称			事業開始日 (平成28年度開始年度)	事業終了日 (平成28年度終了年度)	事業管理番号 (7桁10桁)	事業管理番号 (7桁10桁)	事業管理番号 (7桁10桁)
事業名称			事業開始日 (平成28年度開始年度)	事業終了日 (平成28年度終了年度)	事業管理番号 (7桁10桁)	事業管理番号 (7桁10桁)	事業管理番号 (7桁10桁)
					ページ数 (シリアルナンバー)	2分の1	

A

NO	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

B

A. 支出日	B. 支出先	C. 支出内容	D. 支出金額	E. 支出日	F. 支出先

C

NO	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)
1									
2									
3									
4									
5									

D

NO	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)
1									
2									
3									
4									
5									

E

NO	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)
1									
2									
3									
4									
5									

F

NO	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)	支出内容 (シリアルナンバー)
1									
2									
3									
4									
5									

A) 概要欄

事業に関する基本情報(事業者名、事業名、事業管理番号等)を記載

B) 支出欄

事業に関する支出内容(支払先名称、費用種別、支払額等)を記載

C) 日付入力欄

B) 支出欄の支出内容に関する日付(見積日、発注日、請求日、支払日等)を記載

D) 対象外欄

事業に関する支出内容の内、補助対象外となる費用を記載

E) 収入欄

事業に関する収入内容(請求先名称、収入額等)を記載

F) まとめ欄

B)～E)で入力した金額に基づき自動計算された補助対象経費、事業全体の経費総額等が表示

②-4 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● A)概要欄

収支報告書							
国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)							
※ 適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできる限り細かくご記入ください。							
概要	事業者名	1	事業開始日 (交付決定通知書を参照)	3	yyyy/mm/dd	事業管理番号	6 R00000
	事業名	2	事業完了日 (交付決定通知書を参照)	4	yyyy/mm/dd	補助対象経費 (交付決定時)	7
			支援対象 (※プルダウンから選択)	5		補助率	8 2分の1

- ① 事業者名: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業者名(貴社名)を記載
- ② 事業名: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業の名称を記載
- ③ 事業開始日: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業開始日を記載
- ④ 事業完了日: (様式2)交付決定通知書に記載されている事業完了日を記載
- ⑤ 支援対象: 「映像企画開発」または「ゲーム企画開発」のどちらかをプルダウンから選択
- ⑥ 事業管理番号: (様式2)交付決定通知書の右上に記載されている「R」で始まるR+5桁の番号を記載
- ⑦ 補助対象経費: (様式2)交付決定通知書に記載されている補助対象経費を記載
- ⑧ 補助率: 入力不要

②-5 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● A)概要欄

収支報告書

国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)

※ 適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできる限り細かくご記入ください。

概要	事業者名	①	事業開始日 (交付決定通知書を参照)	③	yyyy/mm/dd	事業管理番号	⑤	R00000
	事業名	②	事業完了日 (交付決定通知書を参照)	④	yyyy/mm/dd	補助対象経費 (交付決定時)	⑥	
			支援対象 (※プルダウンから選択)			補助率		2分の1

(様式2) 補助金交付決定通知書

① 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請 太郎 殿

⑤ 番 号
年 月 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷孝征

令和6年度補正クリエイター・事業者支援事業費補助金(クリエイター・事業者海外展開促進)
交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、令和6年度補正クリエイター・事業者支援事業費補助金(クリエイター・事業者海外展開促進)については、令和6年度補正クリエイター・事業者支援事業費補助金(クリエイター・事業者海外展開促進)交付規程第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付で申請のありました令和6年度補正クリエイター・事業者支援事業費補助金(クリエイター・事業者海外展開促進)交付申請書記載のとおりとします。

② 事業の名称

事業の目的及び内容

③ 事業開始日 令和 年 月 日 事業完了日 令和 年 月 日 ④

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	円	円	円

⑥

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

- 収支報告書「概要」欄の各項目と「(様式2) 交付決定通知書」の対応項目は以下のとおりです。

- ① 事業者名
- ② 事業名
- ③ 事業開始日
- ④ 事業完了日
- ⑤ 事業管理番号
- ⑥ 補助対象経費

②-6 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● B)支出欄(①～⑤を解説)

- 原則として請求書ごとに1行としてください
- ただし、同一の請求書に発注日の異なる複数の費用が混在する場合は発注日を事務局で確認するため、行を分けて記載してください。

その場合、支出No.については『1-1』、『1-2』など枝番を付けて記載をお願いします。

支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1	①	②	③	④	⑤			¥0	
	2								¥0	
	3								¥0	
	4								¥0	
	5								¥0	

① 支払先名称:請求書に記載されている支払先名称を記載

※社内人件費の場合は、従事者名のみ記載し、②の費用種別で「社内人件費」を選択

② 費用種別:該当する費用種別をプルダウンから選択(※概要欄の「支援対象」を選択しないと表示されません)

③ 主な経費内容:より詳細な費目名を記載

④ 支払方法:該当する支払方法をプルダウンから選択

⑤ 支払額:本事業のみの費用(税込金額)を記載

※他事業を含むなど、按分が必要な場合は、本事業該当分(税込)を記載してください。

②-7 収支報告書の作成

● B)支出欄(⑥～⑧を解説)

[目次へ戻る](#)

支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1						⑥	⑦	⑧※ ¥0	⑨
	2								¥0	
	3								¥0	

- ⑥ **補助対象外となる費用:**補助対象外となる費用の合計額を記載します。
(請求書の項目が補助対象外費用のみの場合はP28、29の「対象外」欄に記入する)

※消費税などの対象外費用の端数処理は小数点以下第1位を切り上げとします。

関数を用いて算出する場合は、必ず「ROUNDUP関数」をご利用ください。

例)税込¥150,000の場合

¥150,000÷11=13,636.3636…→小数点以下切り上げ→¥13,637を記入

- ⑦ **補助対象外となる理由:**補助対象外となる理由を記載します(公募要項17頁 参照)

例)消費税、飲食費、利益等排除、事業期間外、など

- ⑧ **※補助対象経費:**自動計算のため入力不要(⑧=⑤－⑥)

- ⑨ **備考:**経費について必要に応じて算定根拠、説明を記載します。

例1 事業完了日後も稼働(使用)する費用の按分計算(費用÷総稼働日数×(総稼働日数－対象稼働日数))

例2 100%子会社等・関係会社等から調達を行う場合(いずれも証憑を要する)

例3 日付欄の整合性が取れない場合の理由説明(請求日より支払日が早い場合など)

②-8 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● C)日付欄

A.見積日	B.発注日	C.納品日 ※ある場合のみ	D.検収日 ※ある場合のみ	E.請求日	F.支払日
①	②	③	④	⑤	⑥

- ① **A.見積日**:見積書に記載されている見積日を記載
- ② **B.発注日**:発注書に記載されている発注日を記載
- ③ **C.納品日**:納品書に記載されている納品日を記載(納品書がある場合に限る)
- ④ **D.検収日**:検収書に記載されている検収日を記載(検収書がある場合に限る)
- ⑤ **E.請求日**:請求書に記載されている請求日を記載
- ⑥ **F.支払日**:支払の証拠(支払証明)に記載されている支払日を記載

補足①:A～Fは日付の前後の整合性が取れていることをご確認ください。

(原則として日付が早い方からA⇒B⇒Cの順になります。特別な事情があり、前後する場合は備考に理由をご記載ください)

補足②:納品書がない場合など、入力する日付けがない場合は、空欄のままにしてください。

②-9 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● C)日付欄(現金で支払いを行った場合や社内人件費の記載)

A.見積日	B.発注日	C.納品日 ※ある場合のみ	D.検収日 ※ある場合のみ	E.請求日	F.支払日
	2025/11/18			2025/11/18	2025/11/18
					2025/12/25

…例1:記載例

…例2:記載例

例1)現金で支払われる費用の場合

近距離移動の交通費のように、支払いを行う前に発注・請求が行われない費用の場合、発注日と請求日は支払日と同じ日付を記載してください。

費用例:在来線の電車代、タクシー代、小売店での購入品 等

※支払いが現金であっても、事前に発注・請求が行われている場合は、それぞれ該当する発注日・請求日を記入してください。

例2) 社内人件費の場合

社内人件費のように、都度発注・請求が行われない費用は、支払日のみ記入し、そのほかの欄は空欄にしてください。

※長期リース品のように、都度発注は行わないが毎月請求される費用の場合は、請求日と支払日を記入してください。

②-10 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 収支報告書と請求書の対応項目

収支報告書

国内映像企画開発を行う事業（プリプロダクション支援）

※適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできる限り細かくご記入ください。

概要	事業者名	②株式会社〇△〇△	事業開始日 (交付決定通知書を参照)	2025/7/29	事業管理番号	R00000
	事業名	〇〇監督オリジナルアニメーション企画	事業完了日 (交付決定通知書を参照)	2026/1/31	補助対象経費 (交付決定時)	¥3,000,000
			支援対象 (※プルダウンから選択)	映像企画開発	補助率	2分の1

1

支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1	〇〇株式会社	③	<企画開発> 脚本費	④脚本制作に関する費用	⑤銀行振込	¥220,000	¥20,000	消費税	¥200,000

A.見積日	B.発注日	C.納品日 ※ある場合のみ	D.検収日 ※ある場合のみ	E.請求日	F.支払日
2025/7/10	2025/8/15	2025/11/18	2025/11/20	2025/12/25	2026/1/25

②-11 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 収支報告書と領収書の対応項目

収支報告書										
国内映像企画開発を行う事業（プリプロダクション支援）										
※適正な費用を対象とするため、項目ごとに費用の内訳をできる限り細かくご記入ください。										
概要	事業者名	株式会社〇△△			事業開始日 (交付決定通知書を参照)	2025/7/29	事業管理番号	R00000		
	事業名	〇〇監督オリジナルアニメーション企画			事業完了日 (交付決定通知書を参照)	2026/1/31	補助対象経費 (交付決定時)	¥3,000,000		
					支援対象 (※プルダウンから選択)	映像企画開発	補助率	2分の1		
※収支報告書の記入例を参考にしてご記入をお願い致します。										
支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1	〇〇株式会社	<企画開発> 脚本費	脚本制作に関する費用	銀行振込	¥220,000	¥20,000	消費税	¥200,000	
	2	株式会社SSS交通	<企画開発> 映像制作 費用	タクシー代	現金	¥5,500	¥500	消費税	¥5,000	
	A.見積日	B.発注日	C.納品日 ※ある場合のみ	D.検収日 ※ある場合のみ	E.請求日	F.支払日				
	2025/7/10	2025/8/15	2025/11/18	2025/11/20	2025/12/25	2026/1/25				
	1	2025/12/1			2025/12/1	2025/12/1				

No.と合うようにナンバリング

領収書から情報を転記

2

領収書

1

日付 2025 年 12 月 1 日

3

メーター運賃

5,500 円

3

運賃料金

5,500 円

4

合計

5,500 円

現金 支払 5,500 円

車両番号 : XXXX

毎度ご乗車ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。

2

株式会社 SSS 交通

東京都中央区 XXXXXXXX

TEL : 012-345-6789

①領収書の場合は、通常、発注日、請求日、支払日が一致するので、同じ日付を記載してください。

(発注日、請求日、支払い日が一致しないケースはそれぞれの日にちをご記載ください。)

②-12 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● D)対象外欄/費用の合計欄(①～⑤を解説)

- 補助対象外経費のみの請求分詳細は以下【対象外】欄に記入してください。

NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
【対象外】									
1	①		②	③	④	⑤※ ¥0			
2						¥0			
					事業の総経費→	¥0	←補助対象外経費	¥0	←補助対象経費

- ① 支払先名称:対象外経費の請求書に記載されている支払先名称を記載
- ② 主な経費内容:対象外経費の主な経費内容を記載
- ③ 支払方法:該当する支払方法をプルダウンから選択
- ④ 支払額:本事業のみの費用(税込金額)を記載
- ⑤ ※補助対象外となる費用:入力不要(④と同一の金額が自動表示)

②-13 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● D)対象外欄(⑥～⑩を解説)

- 補助対象外経費のみの請求分詳細は以下【対象外】欄に記入してください。

NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
【対象外】									
1						¥0	⑥		⑦
2						¥0			
事業の総経費→						⑧ ※ ¥0	⑨ ※ ¥0 ←補助対象外経費	⑩ ※ ¥0 ←補助対象経費	

- ⑥ 補助対象外となる理由:「交付決定前発注」など**対象外となる理由**を記載(公募要項17頁参照)
- ⑦ 備考:補足事項や説明事項がある場合は記載
- ⑧ ※支払額の合計:入力不要(収支報告書【支出】および【対象外】に記載した支払額合計を自動計算)
- ⑨ ※補助対象外経費の合計:入力不要(補助対象外経費の合計を自動計算)
- ⑩ ※補助対象経費の合計:入力不要(補助対象経費の合計を自動計算)

②-14 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● E)収入欄

- この欄では事業によって得た直接的な収入を記載します。

収入	NO	請求先名称等		主な収入内容	受取方法 (※プルダウンから選択)	収入額	備考
	1	①		②	③	④	⑤

事業収入→ ⑥ ※ ¥0

- ① 請求先名称: 請求先の事業者名等を記載
- ② 主な収入内容: 具体的な収入内容を記載(例: ○○○補助金 等)
- ③ 受取方法: 該当する受取方法をプルダウンから選択
- ④ 収入額: 受領した金額を記載(税込金額)
- ⑤ 備考: 補足事項や説明がある場合は記載
- ⑥ ※事業収入: 入力不要(記入された収入額合計を自動計算)

事業期間内に収入が発生しない場合は、未入力のままで問題ございません。

②-15 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● F)まとめ欄

- この欄では、支出欄・対象外欄・収入欄に記載した金額に基づき、本事業の収支決算を算出しています。(※自動計算)
- この欄の金額を、実績報告フォーム「間接補助事業の収支決算」欄に記載します。

まとめ	A 自己資金	①	自動計算
	B 補助金充当額	②	自動計算 ※千円未満切り捨て
	C その他、当該補助事業により直接得た収入	③	自動計算
	D 間接補助事業全体に要する経費総額	④	自動計算
	E 補助対象経費	⑤	自動計算
	F 調整費	⑥	自動計算 ※Eが補助対象経費(交付決定額)を超過した分など

- ① A.自己資金:本事業において事業者が自己負担した金額
- ② B.補助金充当額:最終的に事業者を支払われる補助金額
- ③ C.直接得た収入:収入欄の合計額(事業収入欄と対応)
- ④ D.経費総額:支出欄、対象外欄の支払額の合計(事業の総経費欄と対応)
- ⑤ E.補助対象経費:本事業における最終的な補助対象経費(交付決定時の補助対象経費が上限)
- ⑥ F.調整額:補助対象経費の内、交付決定時の補助対象経費を超過した金額(補助対象とはならない)

②-16 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 渡航者リストの記載方法

飛行機を用いての渡航(国内外を問わず)が発生する場合、記載する必要があります。

No.	氏名	事業での役割	スケジュール				eチケット (発券日)	半券 (往)	半券 (復)	備考
			mm/dd	mm/dd	mm/dd	mm/dd				
1	①	②	③				④	⑤		⑥
2										
3										
4										
5										

- ① 氏名: 渡航者の氏名を記載
- ② 事業での役割: 渡航者の事業における役割を記載
- ③ スケジュール: 渡航スケジュール(渡航先や飛行機の発着時間、渡航先での業務内容 など)を記載
- ④ eチケット(発券日): eチケットの発券日を記載
- ⑤ 半券: 往路復路それぞれの航空半券の有無をプルダウンから選択
- ⑥ 備考: 補足事項や説明(半券がない場合の代替証憑 など)がある場合は記載

②-17 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 経費算出の考え方

○基本的な考え方

- ①収支報告書に記載する経費は、採択された事業にかかる経費のみ。
- ②支払額→補助対象外経費→補助対象経費の順に算出する。
※補助対象経費は収支報告書において自動計算されます。
- ③収支報告書の支払額と請求書の請求額を一致させる。
※請求額に他事業分が含まれる場合は、控除した上で記載ください。
- ④支払額の端数は切り捨て、対象外経費の端数は切り上げ(ともに小数点以下第1位)。

○按分について

按分とは、補助対象となる経費を算出するうえで切り分けができない場合に用いる算出方法です。按分は収支報告書上のどの項目を求めるかによって、算出方法が変わります。該当する項目は下記のとおりです。

A.支払額を算出する

- ・請求額に他の事業の費用が含まれる場合
- ・同じ請求書内に発注日が異なる経費が混在している場合

B.補助対象外経費を算出する

- ・事業完了日後の費用も含まれる場合
- ・特定の費目に紐づかない形での値引きが発生している場合

②-18 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

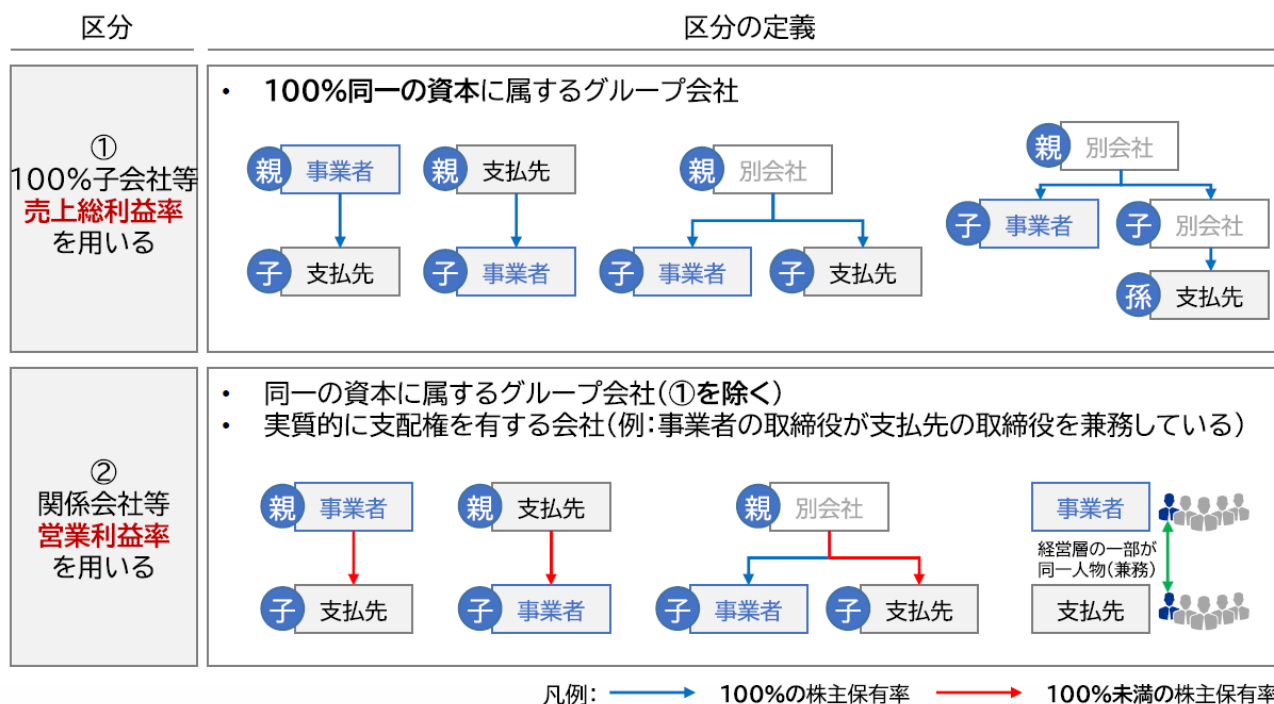
● 経費算出の考え方(利益等排除について①)

○利益等排除について

利益等排除とは、事業者や事業者の100%子会社等の利益相当分を補助対象外経費として減額することを指します(公募要項34頁参照)。

他社への支払いに対して利益等排除を行う場合は、事業者と支払先との資本等の関係により、「売上総利益率」「営業利益率」のどちらを用いて算出するかが変わります。

「子会社等」「関係会社等」の定義は以下のとおりです。



②-19 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● 経費算出の考え方(利益等排除について②)

○利益等排除について 算出方法

利益等排除する金額は、支払先の直近の損益計算書に記載された金額を用いて算出します。

※算出に用いた損益計算書は実績報告時に提出していただきます。

・100%子会社等の場合

100%同一の資本に属するグループ会社への利益等排除は「売上総利益率(売上総利益÷売上高)」を用います。

・関係会社等の場合

100%未満の同一資本に属するグループ会社等への利益排除は「営業利益率(営業利益÷売上高)」を用います。

※利益率を算出する際は、小数点第2以下を切り上げとします。

例1 ￥495,000(※税抜￥450,000)を100%子会社等から請求

100%子会社等の売上総利益率 37.74%

→37.8%(少数点以下第2位切り上げ)

利益排除額の計算結果: $¥450,000 \times 37.8\% = ¥170,100$

⇒収支報告書 補助対象外となる経費に加算。

損益計算書

2023年〇月〇日～2024年〇月〇日

(単位: 円)

科目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費および一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息	
その他	
営業外費用	
支払利息	
その他	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引き前当期純利益	
法人税、住民税および事業税	
当期純利益	

- 経費算出の考え方(利益等排除について③)

○利益等排除について 不要となるケース

以下の場合、利益等排除が不要となります。

1.支払先のグループ会社等と原価以下での取引をした場合(原価証明)

原価証明とは、支払先のグループ会社等とその先の仕入れ先との間の証憑(見積書・発注書・請求書・支払証明)をご提出いただき、事業者とグループ会社等との間で利益の上乗せがないことを証明いただくことです。

2.支払先のグループ会社等の利益率がマイナスになる場合(売上総損失/営業損失)

提出いただいた支払先の損益計算書を確認します。

3.支払先選定に際してグループ会社等以外に2社以上(計3社以上)から見積もりを取得した上で、最も安価であるグループ会社等を選定した場合(3社以上の相見積もり)

相見積もりを行った3社の見積書をご提出いただき、確認します。

※グループ会社等以外に2社以上の参加が必須となります。

※妥当性をはかるため、同項目、同内容の見積の必要があります。

例)グループ会社等 2社、グループ会社等以外 1社 の相見積もり⇒利益等排除の対象となります。

[目次へ戻る](#)

37

②-22 収支報告書の作成

[目次へ戻る](#)

● B)支出欄 ～よくある間違い～

支出	NO	支払先名称	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法 (※プルダウンから選択)	支払額	補助対象外 となる経費	補助対象外 となる理由	補助対象経費	備考
	1	株式会社★★★	<制作> 脚本費	脚本制作に関する費用	銀行振込	¥99,790	¥10,000 消費税		¥89,790	

請求書では、100,000円(消費税除く)消費税10,000円(10%)、源泉徴収額10,210円(税率10.21%)、請求額は源泉徴収税額を控除している場合

誤って源泉徴収税額
控除後の金額を記載

御請求書

発行日 2025年11月11日

株式会社〇△〇△ 御中

株式会社★★★

住所：東京都中央区××××××

電話番号：012-345-6789

担当：〇〇〇〇

下記の通り、ご請求申し上げます。

請求金額合計 ¥99,790 (税込)

項目	数量	単価	金額
脚本料	1	100,000	¥100,000
	小計		¥100,000
	消費税 (10%)		¥10,000
	源泉徴収税		¥-10,210
	集計		¥99,790

「支払額」に誤って源泉徴収税額を控除した金額を記載

⚠ 収支報告書支出欄の支払額で源泉徴収額を控除した金額99,790円を記載してしまった。

👍 支払額には源泉徴収税額の控除前の金額110,000円(消費税含む)を記載しなければならない。



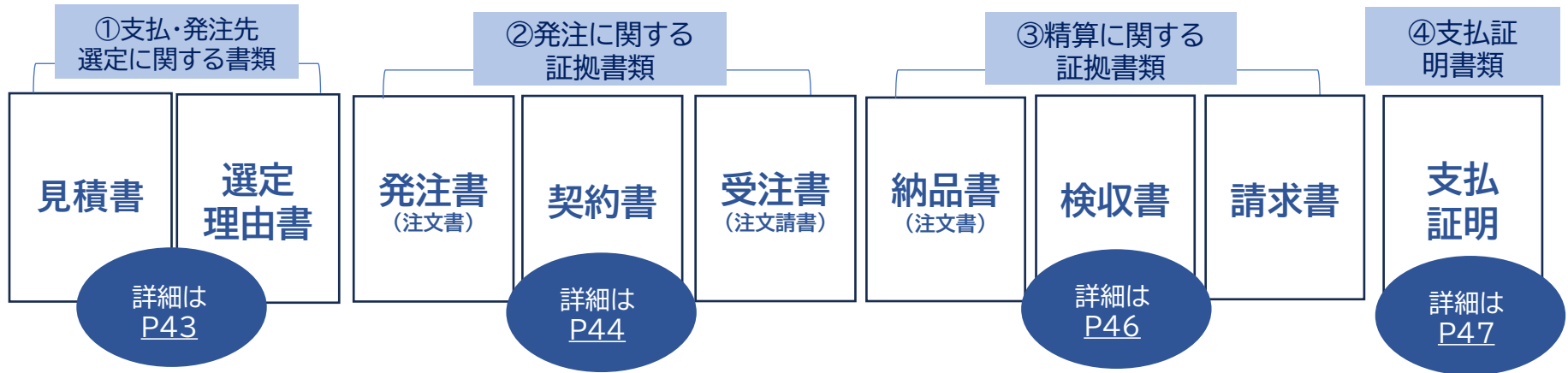
③経理関連証憑について

③-1 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

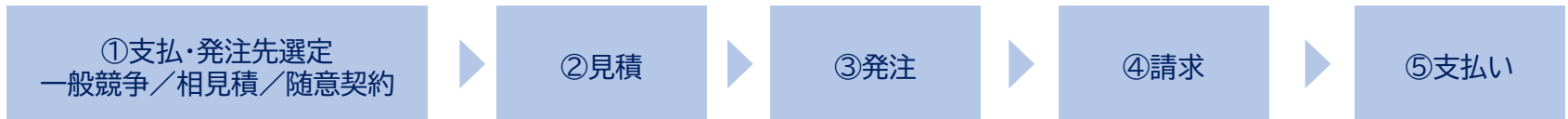
実績報告のための必要証憑一覧

どのような経費であっても、原則として、以下の図に従って証憑を整理してください。
全ての書類には日付の記載が必要です。



※証憑の種類や名称は、業種や経費の種類ごとに異なる場合があります。
※対象外欄・収入欄に記載した費用の経費関連証憑は提出不要です。

● 以下の時系列に沿って整理されている必要があります。



※その他、事業内容や費用によって、追加で証憑の提出をお願いすることがあります。
※口頭で行われており証憑が無い場合は、対象外となります。

提出された証憑にて確認をする項目

下記は収支報告書にも内容を記載していただく基本項目です。

- ① 証憑の発行日
(補助事業期間内の発注日・請求日・支払日であるか、整合性はとれているか)
- ② 宛先
- ③ 発行元
- ④ 作業内容
- ⑤ 経費の概要(主な経費内容と算出根拠、見積・発注・支払金額の整合性)
- ⑥ 支払金額(税込額か税抜額かが明確であればどちらを記入でも結構です)

※単価×係数等の算出根拠が確認できる明細等を必ずご提出ください。

※必ず証憑の提出前に下記の点について確認してください。

●「一式」表記の経費がないか

単価と係数が無いと費用の妥当性が確認できず、対象外経費となる可能性があります。

必ず、経費の内訳、明細、及び作業内容 が確認できるようにしてください。

●「雑費」「協力費」「管理費(〇%)」等の作業内容が不明瞭な経費がないか

実態の詳細が不明確であるため、原則、対象外経費となります。

(実態の詳細がわかるように別途、請求明細等を提出いただき、公募要項に補助対象経費として記載されている費目であることが確認できた場合は、補助対象として認められる可能性があります。)

※実績報告後に証憑を再発行することは認められません。日付等に誤りがないか必ずご確認ください。

証憑類のご提出方法

- 必ずPDF化の上、提出ください。(原則、紙に出力された状態の証憑は受付られません)
- 複数の書類を一つのデータにまとめる際は、収支報告書に記載の順番に並べてください。
- 各証憑が収支報告書の、どのナンバー(No.1、No.2等)の費用にあたるかを記入していただくと確定検査がスムーズに実施できます。
- 日本語以外の証憑は必ず和訳を提出してください。
- メールでのご提出が難しい場合は、事務局までご相談ください。

※一度提出した証憑の内容を変更・修正して再提出はできませんのでご注意ください。

経理関連の書類の提出先

kensa3@jloxplusr6.jp

メールの件名 : R●●●●● _事業者名_実績報告書類

※Rで始まる事業管理番号をご記載ください。

① 支払・発注先選定に関する書類

発注先の選定方法とその結果について確認いたします。

- 必須提出
- ・ 一般競争(入札等)の場合 → 入札書類、入札結果
- ・ 指名競争(相見積)の場合 → 3社以上の見積書
- ・ 随意契約の場合 → 見積書と選定理由書

●随意発注の際は なぜその発注先に決めたのか、その理由を明確にする必要があるため、選定理由書を作成してください。

(例:監督から指定のため・・・等)

●選定理由書には、事業者名(自社名)、案件番号、事業名、収支報告書の該当するナンバー(NO.1 等)、発注先の会社名、選定理由を記載してください。

選定理由については、現場の実態に即した理由を記載してください。

●選定理由書は1社につき1枚作成する必要はなく、リストを作成し提出することも可能です。(収支報告書のNo、発注先、選定理由をご記載いただき、Excel等で作成ください)

③-5 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

② 発注に関する証拠書類

発注先の見積に沿った業務内容、金額であるかを確認いたします。

- 必須提出： 発注書(注文書) または
契約書(金額が確認できるもの)
- 任意提出： 受注書(注文請書)

※発注書がない場合： メールやWEBでの発注の場合 ⇒メールやWEBページを保管、印刷、PDF化し、証憑として提出ください。

【発注書】		
株式会社▲▲▲御中		発行日 2025年10月7日
下記のとおり発注いたします		JLOX+株式会社 住所：東京都港区×××× 電話番号：03-0000-9999 担当：×××
項目	内容	金額
企画書作成費	▲▲円×○○ページ	300,000
企画書翻訳費(日→英)	○○円×○○ページ	300,000
	合計(税抜)	600,000
	消費税	60,000
	合計(税込)	660,000

発注日にご注意ください。

見積書・発注書が無い場合の代替証憑

交通費やECサイトでの商品購入等の発注・請求・支払いが同時に行われる費用以外は、**監督・脚本費であっても見積・発注に関する証憑の提出が必須となります。**

一般的に見積書・発注書と呼ばれる証憑が無い場合は、各ケースを参照のうえ、下記を証憑としてご準備ください。

1. 事業者から発注先に金額を提示するケース

●見積証憑

- ・事業者から発注先に金額を提示したやり取り(メール等)のスクショ
- ・発注先が金額に合意したことがわかるやり取り(メール等)のスクショ

●発注証憑

- ・上記を踏まえ、事業者から発注先に業務を依頼したやり取り(メール等)のスクショ

2. 契約書・覚書を交わしているケース

●見積証憑

●発注証憑

- ・締結された契約書・覚書

※上記ケースに該当しない場合は、事務局までご相談ください。

③精算に関する証拠書類

発注内容に沿った請求金額であるか確認いたします。

- 必須提出：請求書
- 任意提出：納品書(業務完了書)、検収書

御請求書

発行日 2025年12月20日

JLOX+株式会社 御中

株式会社▲▲▲

住所：東京都中央区××××

電話番号：03-1234-5678

担当：■ ■ ■ ■

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求額合計(税込)：¥660,000

お支払い期限：2025年1月31日

項目	内容	金額
企画書作成費	▲▲円×○○ページ	300,000
企画書翻訳費(日→英)	○○円×○○ページ	300,000
	合計(税抜)	600,000
	消費税	60,000
	合計(税込)	660,000

振込先	ABC銀行DEF支店
口座種別	普通
口座番号	1234567
口座名義	カ) ▲▲▲▲

請求日の他
下記にご注意ください。

※必ず提出前に下記のような問題がないか確認してください。

- ①請求額と支払額が一致していない。
※他の事業の費用と合算で支払う場合を除く
- ②請求日より前に支払いが行われている。
- ③請求元と支払先が一致していない
(請求書に記載された振込先口座と実際の支払先口座が一致しない)

④支払証明書類 -1

請求額の支払いが完了したか確認いたします。

●必須提出:支払証明書

※ 支払は銀行振込が原則です。

【支払証明書例】

①「支払完了」が確認できる銀行発行の振込明細、取引履歴証明書

②事業者の預金通帳の該当ページのコピー
(事業者名が確認できる通帳表紙も必要)

③ATMの振込証明書

●支払日、支払金額、支払い元、支払い先、外貨の場合は換算レート等の内容を確認します。

●請求額より支払額が多い場合は、内訳についてお伺いする場合があります。

株式会社〇〇〇銀行 取引履歴明細証明書

JLQX+株式会社 御中

御社の当行普通預金口座における取引履歴の明細について下記のとおり証明する

発行日	2025年11月30日
支店名	新宿支店
口座番号	×××××××
期間	2025年11月1日～11月30日

取引日	金額	取引後残高	概要
2025/11/30	-550,000		XYZ銀行 中央支店 普通預金) 1234567 カ) ▲▲▲
	-220		
2025/11/30	-110,000		GHI銀行 JKL支店 普通預金) 9876543 カ) ×××

社外秘の箇所は
消して結構です。

④支払証明書類 -2

●見積書・発注書・請求書を伴わない支払の場合

(例)切符の写真または乗車区間とその料金がわかるもの(乗り換え案内のスクショ等)
コンビニなど小売店での購入品: 領収書(購入品がわかるものに限る)またはレシート

●銀行振込での支払いが不可能な場合

・クレジットカード支払い(領収書がない場合)

原則、「実績報告に必要な経理関連書類一式」をご提出ください。

支払い証明として、カード名義人と利用明細がわかる「クレジットカード明細」を提出してください。

(クレジットカード会社発行の明細のPDF、WEBでの取引明細のPDF 等)

・現金支払い(レシート・領収書等で確認できる費用)

原則は銀行振込のため、現金支払いは現地交通費(公共交通機関、タクシー代)など、その場で支払う性質の少額費用を想定しています。

宛先が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは対象にできません。

※高額等、現金支払いとして不自然なものには追加で証憑を求めます。

③-10 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

その他の証憑類について

一部の経費では、指定する証憑を別途用意いただく必要があります。

- 交通宿泊費：次ページ以降に詳細
- 立替支払を行った場合：立て替えた方の所属先により、必要な証憑が変わります。

①社内人員が立て替える場合



②社外人員が立て替える場合(現地コーディネーター、フリーの制作部など)



※上記はあくまでも立て替え費用に必要な証憑です。社外人員に別途業務を外注・委託している場合は、補助事業者と社外人員間での支払先選定・見積・発注・請求・支払いの証憑が必要となります。

③-11 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

●航空券(国内外共通)

購入先	確定検査時に必要なもの	キャンセルして再度購入した場合
航空会社 (Web)	・支払先(搭乗便)選定に関する書類 ・見積書(申し込み画面などのWebキャプチャ) ・発注書(予約完了メール) ・請求書/支払証憑(クレジットカード) ・eチケット ・半券 ※国際線でエコノミー以外は出張旅費規程	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
航空会社 (電話)	・支払先(搭乗便)選定に関する書類 ・請求書/支払証憑(クレジットカード) ・eチケット ・半券 ※航空会社に直接発注した場合、クレジットカードの決済日とeチケット発券日が同日であれば、eチケットが発注の証憑となります。 日付が異なる場合は正確な発注日が確認できないため対象外になります。 ※国際線でエコノミー以外は出張旅費規程	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
代理店	・支払先(代理店)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求 ・支払証憑 ・eチケット ・半券 ※国際線でエコノミー以外は出張旅費規程	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
Web比較サイト系	・支払先(搭乗便)選定に関する書類 ・見積証憑(搭乗便の比較画面や申し込み画面などのWebキャプチャ) ・発注証憑(予約完了メール) ・請求/支払証憑(クレジットカード) ・eチケット ・半券 ※国際線でエコノミー以外は出張旅費規程	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑

※搭乗券の半券がない場合の代替証憑

- ・航空会社に搭乗証明を発行してもらう
- ・マイル積算記録
- ・荷物札(バゲージクレイムタグ) 但し、搭乗日、便名、氏名が確認できる場合に限る

③-12 経理関連の書類

●宿泊費(国内外共通)

[目次へ戻る](#)

購入先	確定検査時に必要なもの	キャンセルして再度購入した場合
代理店	・支払先(代理店)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求書 ・支払証憑 ※海外での宿泊で、金額が公募要項37頁の上限を超える場合は出張旅費規程	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
宿泊するホテルのサイト	・支払先(宿泊先)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求書 ・支払証憑 ※海外での宿泊で、金額が公募要項37頁の上限を超える場合は出張旅費規程 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
Web比較サイト系	・支払先(宿泊先)選定に関する書類 ・見積書(宿泊先の比較画面や申し込み画面などのWebキャプチャ) ・発注証憑(予約完了メール) ・請求/支払証憑(クレジットカード) ※海外での宿泊で、金額が公募要項37頁の上限を超える場合は出張旅費規程 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑
コーディネーター等を通して まとめて手配した場合	●事業者・コーディネーター間 ・支払先(コーディネーター)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求書 ・支払証憑 ●コーディネーター・宿泊先間 ・コーディネーターが宿泊先に支払った際の証憑等(P49参照) ※海外での宿泊で、金額が公募要項37頁の上限を超える場合は出張旅費規程 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)	初回の購入からキャンセル、再度購入までの流れがわかる証憑

※見積・発注は証憑という形で記録に残す必要があるため、電話や口頭での予約は原則認められません。やむに已まれぬ事情(宿泊できる場所がそこしかなく、電話でしか予約ができない等)がある場合は、収支報告書の備考欄にその旨をご記載ください。なお、対象経費として認められるかは審査委員会に諮ったうえで判断されます。

③-13 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

●現地交通費(国内外共通)①

購入先	確定検査時に必要なもの
鉄道(地下鉄・在来線)、路線バス ※事前に予約をしない費用	・切符の写真や乗車区間とその料金等わかるもの(乗換案内サイトの画面キャプチャ等) ・交通系ICカードを利用している場合は、乗車履歴も可 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
新幹線・特急	・特急券・乗車券の写真または購入したことがわかる証憑 ・宿泊者リスト ・チケットレスの場合は、乗車履歴のWebキャプチャとクレジットカードの利用明細 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
長距離バス ※事前に予約する費用	・支払先(搭乗便)選定に関する書類 ・見積書(搭乗便の比較画面や申し込み画面などのWebキャプチャ) ・発注書(予約完了メール) ・請求書 ・支払証憑 ・どこからどこへの移動か・移動の目的 (収支報告書 備考欄)
タクシー	・タクシー会社が発行した領収書 (レシート) ※ルート情報の証憑は必要なく、収支報告書の備考欄などに記載してください。 ※高額なものは詳細を確認させていただく場合があります。 ※アプリ利用ならルート、料金がわかる画面キャプチャ ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
船舶	●事前予約の場合 ・「長距離バス」と同様の証憑類 ●事前予約ではない場合 ・「鉄道・路線バス」と同様の証憑類

③-14 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

●現地交通費(国内外共通)②

購入先	確定検査時に必要なもの
レンタカー	・支払先(レンタカー会社)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求書 ・支払証憑 ・海外の場合、出張旅費規程 ・どこからどこへの移動か・移動の目的（収支報告書 備考欄） ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
ガソリン代	・支払証憑（レシート等） ・海外の場合、出張旅費規程 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
駐車場代	・支払証憑（レシート等） ・利用の目的（利用の目的が不明な場合、事務局より確認いたします。） ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)
有料道路	・現金払いの場合：領収書 ・ETCの場合：クレジットカードの利用明細
コーディネーター等を通してまとめて手配した場合	●事業者・コーディネーター間 ・支払先(コーディネーター)選定に関する書類 ・見積書 ・発注書 ・請求書 ・支払証憑 ●コーディネーター・手配先間 ・コーディネーターが手配先に支払った際の証憑等(P49参照) ※費目によっては海外で費用が発生する場合、出張旅費規程 ※外貨で支払う場合は、レートがわかる証憑(P55参照)

③-15 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

(公募要項37頁より)

出張旅費規程を整備していない場合、下記の基準にしたがってご報告ください。

海外渡航に関する費用を申請している場合、確定検査時に社内出張旅費規程を確認させていただきます。
出張旅費規程を整備していない場合、下記の基準にしたがってご報告ください。

＜出張旅費規程を整備していない場合＞

下記の費用は対象外となります。

- ・レンタカー代、ガソリン代
- ・プレミアムシート、ビジネスクラス等の特別に付加された料金

宿泊料の上限は地域によって異なります。下記の別表を参照のうえ、計上してください。

【別表】宿泊料の上限額

			指定都市	甲	乙	丙
宿泊料（円／泊）			19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米地域		ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン	○		
	欧州地域	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
		東欧	モスクワ		○	
	中近東地域		アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○		
	アジア地域	東南アジア、韓国、香港	シンガポール		○	
		南西アジア、中国				○
	中南米地域					○
	大洋州地域				○	
	アフリカ地域		アビジャン			○
	南極地域					○

※社外人員の渡航費を負担する場合も規程が必要です。

その他の証憑類について

●外貨を使用する場合

- ・両替レートがわかる証憑
- ・レートが不明の場合は、それぞれの費用の支払日のTTM(もしくは社内レート)で日本円に換算します。

(公募要項35頁より)

海外への外注、海外出張による外貨の支払の円換算については、当該外貨使用時の両替レート等を適用する等、合理的な方法により計算してください。

金融機関で海外送金した場合

海外送金を依頼した金融機関が発行する海外送金票等に記載された外貨レート(または記載された円貨)をそのまま使用してください。

外貨両替手数料は補助対象外です。
海外送金手数料は補助を受ける経費のみの送金と認められる場合のみ対象となります。

海外
送金表

現金での支払の場合

その外貨現金を購入した際のレートを使用して計算します。
外貨両替所や外貨販売機等で発行された明細等を証憑としてご提出ください。

〇〇銀行〇〇空港両替所
両替明細書

クレジットカード等の場合

クレジットカード会社が発行する利用明細(請求明細)に記載された円貨の換算額と、付記されたレートを適用してください。

外貨キャッシングサービスを利用した場合の、キャッシング利息や手数料は補助対象外です。

クレジット
カード明細

委託事業の証憑について

事業の一部を他社に委託(委任契約)する場合、委託先にも事業者同様の証憑類を保管、整理する必要があります。

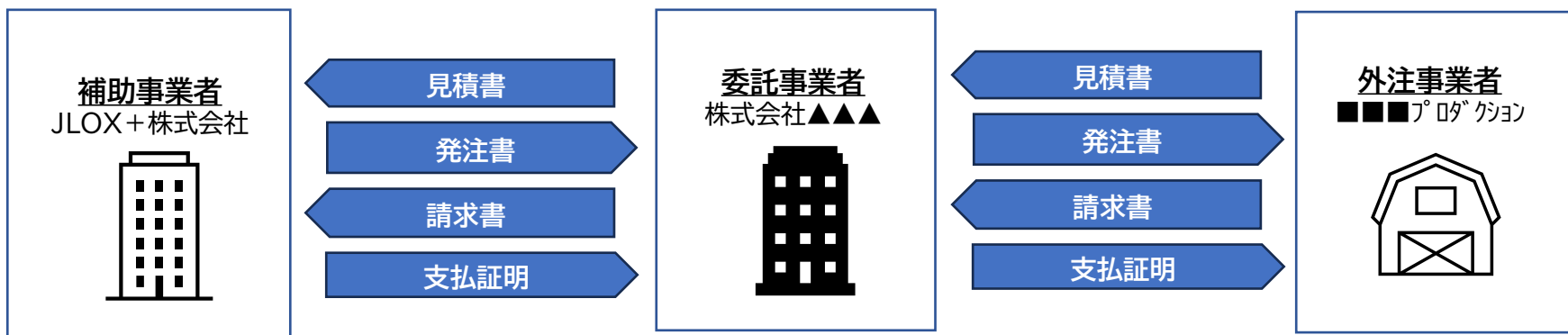
●委託(委任契約)とは:民法第643条及び656条に基づく「行為の遂行」目的の契約

事業者が委託先に対し、事業の全部又は一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進める事業

- ・事業主体を移管する場合(例:子会社、現地法人への委任)
- ・一定の予算内で任せる場合(例:製作会社、代理店での委任)

●委託の場合の証憑:委託先の外注先までの証憑の提出が必要

確定検査の際は「委託先からその支払先への証憑」が必要になります。委託先にもこの補助金の費用のルールを理解していただき、委託先への支払時は事業者様自身でも検査を行ってください。



③-18 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

●不明瞭な証憑例：見積書／発注書



証憑	不明瞭な内容	正しい証憑
見積書	・ 見積書として適していない 例) 社内の確認書で代用している	・ 発注候補先からの見積書
	・ 発行日の記載がない	・ 日付が確認できる見積書
	・ 作業内容と金額が明確に示されていない	・ 作業内容と金額が明確に示された見積書
	・ 見積書の宛て名が申請事業者とは別事業者名	・ 宛て名が申請事業者宛ての見積書
	・ 見積書内の内訳明細の金額と合計金額が一致していない	・ 明細の金額と合計金額の一致している見積書
発注書	・ 発行日の記載がない	・ 日付が確認できる発注書
	・ 作業内容と金額が明確に示されていない	・ 作業内容と金額が明確に示された発注書
	・ 発注金額が見積書よりも高額	・ 見積書からの変更内容などが確認できる証憑を併せて提出

③-19 経理関連の書類

[目次へ戻る](#)

●不明瞭な証憑例:請求書／支払証明書

証憑	不明瞭な内容	正しい証憑
請求書	・ 社内の確認書や見積書で代用している	・ 発注先からの請求書
	・ 請求日や発行日の記載がない	・ 日付が確認できる請求書
	・ 作業内容/作業名等の記載がない	・ 作業内容/作業名等が記載された請求書
	・ 請求書の宛て名が申請事業者とは別事業者名	・ 宛て名が申請事業者宛ての請求書
	・ 請求書内の内訳明細の金額と合計金額が一致していない	・ 明細の金額と合計金額の一致している請求書
支払の証拠 (支払証明)	・ 支払いの確認がとれない 例)申請中など銀行で受け付けられていることが確認できないもの	・ 銀行で受付済みであることが確認できるもの
	・ 申請事業者以外の他の企業の支払い証明が提出されている(例)子会社など	・ 申請事業者の支払証憑

CHECK!

[目次へ戻る](#)

- ☐ 金額の算出根拠が示されているか(例:単価×数量が明記されている)
- ☐ 見積書、発注書、請求書、支払いの証拠等に日付が明記されているか
- ☐ 請求書等の費用項目が、公募要項で定められている補助対象費用の項目に一致ないしは整合しているか
- ☐ 証憑類、PDFファイルなどにおいて文字、印影などが鮮明で、問題なく読み取れるか
- ☐ 外国語で発行された証憑類・証拠書類においては、摘要が日本語訳されているか

●証憑類を提出される前に、内容の正確性、不鮮明部分の有無、収支報告書との整合性などを改めてご確認お願いいたします。

●事務局から質問や資料の追加提出等をお願いする可能性があります。

問題が解消されない場合、対象費用と認められない可能性があります。

●事業者の皆様から提出される書類、証憑類の正確性が確保されていることにより、確定検査から補助金のお支払いに至るプロセスが円滑に進む一助となります。



④社内人件費関連の提出証憑について

●社内人件費実績報告のポイント

- 社内人件費は健保等級単価によって、事業従事者ごとに計算してください。
また、それぞれ業務日誌を整備する必要があります。

社内人件費は原則として

社内人件費＝時間単価(健保等級単価)×(作業)時間数

で計算することになります。

● 健保等級単価とは

経済産業省の「人件費に関する経理処理」記載の健保等級単価表に掲載されている健保等級に応じた単価額(労務単価(円/時間))のことです。

URL: https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R7kenpo.pdf

- ・時間単価は健保等級単価により事業従事者一人ひとりについて算出します。
- ・時間単価の算出方法等は交付決定時のものとし、実績報告・確定検査の際には変更できません。
- ・時間単価は時間内、時間外、休日等の区分を問わず同一の単価を使用します。
- ・健保等級単価に基づく人件費が事業者の負担した人件費を超える場合は事業者が負担した人件費が上限となります。※月ごとの支払いで判断します。
- ・当該事業年度における賞与回数により適用する単価が変わりますのでご注意ください。

別 表

等級単価一覧表 令和7年度適用

健保等級適用者				労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円／時 間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～	63,000	350	480		～ 85,050	480
2	68,000	63,000	～	73,000	410	560	85,050	～ 98,550	560
3	78,000	73,000	～	83,000	480	640	98,550	～ 112,050	640
4	88,000	83,000	～	93,000	540	730	112,050	～ 125,550	730
5	98,000	93,000	～	101,000	600	810	125,550	～ 136,350	810
6	104,000	101,000	～	107,000	640	860	136,350	～ 144,450	860

● (作業)時間数とは

補助を受ける事業に直接従事する人員の直接作業時間を算定するために日々記録する「業務日誌」の「**従事した時間数**」の合計時間のことです。

令和7年9月分 業務日誌

従事者所属: ○○部△△課
氏名: AA AAA

管理者 所属: ○○部長
氏名: BB BBB

従事時間は毎日30分単位で記載してください。

月	日	曜日	従事時間帯				除外する時間数	従事した時間数	具体的な作業内容 (※2時間までの会議・打ち合わせは、この欄に議事メモを記載。2時間を超過する会議は別途フォーマットによる議事録を整備、資料作成では当該作成資料を添付のこと)
			開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻			
9	1	月	10:00	12:00	15:00	17:00	0:30	3:30	【10:00-12:00】@○○社会議室 参加者: ○○、△△、××、◇◇(計4名) 議事メモ: ①××の役割分担調整(△△を××に変更)、②各担当の進捗すり合わせ(△△業務フォローを○日までに) 【15:00-17:00】@△△△社会議室 参加者: ○○、△△、××(計3名) 議事メモ: ①各外注先の進捗状況説明、②プロジェクトの情報統制について、③○日からのコンテ準備状況確認 ⇒うち30分は別件企画プレゼンのため、除外。
	2	火	10:02			17:58	0:26	7:30	脚本制作(1~13ページ)

「従事した時間数」は30分単位で計上する必要があります。

＜例＞開始:10:02、終了:17:58、計:7:56の場合※図の9/2(火)参照

正)計7:56の30分に満たない分(26分)を「除外する時間数」に計上し、「従事した時間数」を7:30にする。

誤)10:02と17:58それぞれ30分に満たない分(28分×2)を切り捨て「従事した時間数」を7:00にする。

※除外する時間数:本補助金以外の業務(社内向けの業務も含む)に従事された時間と、

上記例の様に、「30分に満たない分」をご計上ください。

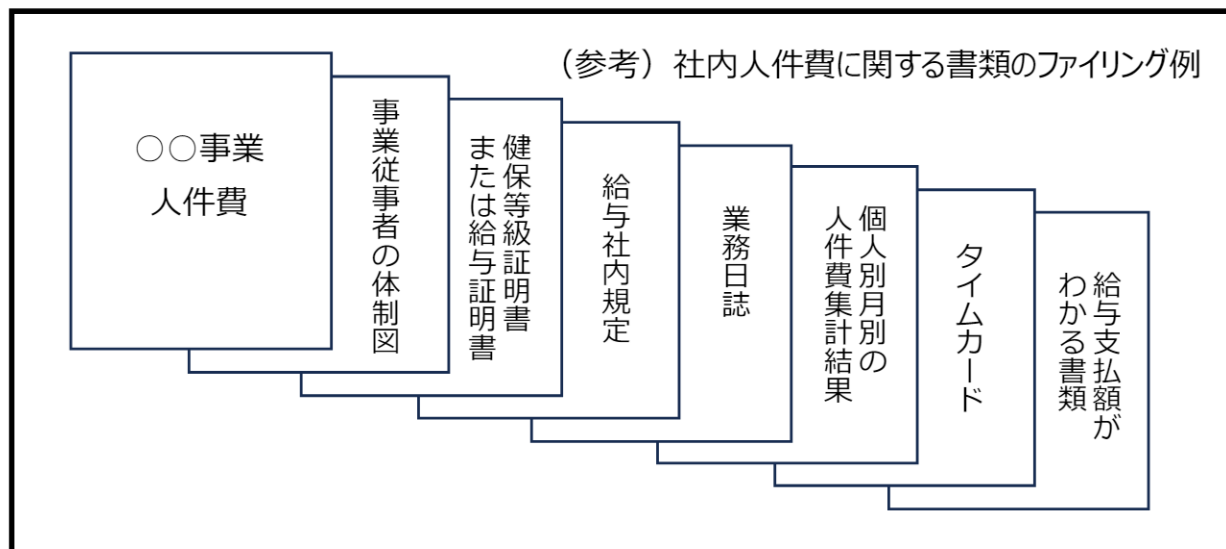
※月ごとに集計されます。合計の従事時間の計算が合っているかどうかを必ずご確認ください。

④-4 社内人件費関連の書類

[目次へ戻る](#)

● 社内人件費の確認のために必要な書類

1. 事業従事者の体制図
2. 健保等級証明書または給与証明書
3. 給与社内規程
4. 業務日誌(指定フォーム)
5. 個人別月別の人件費集計結果(指定フォーム)
6. タイムカード
7. 給与支払いがわかる書類



1. 事業従事者の体制図

補助を受ける事業に直接従事する人員の体制図を作成してください。

※その従事者の事業の中での役割を確認するために作成いただきます。

2. 健保等級証明書または給与証明書

- ・ 健保等級適用者にあつては、健保等級証明書

(標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書、標準報酬月額保険料額表)

日本年金機構の年金事務所などから送られてくる標準報酬の決定通知などをいいます。

※交付決定時点で有効となってる健保等級証明書をご提出ください。

- ・ 健保等級非適用者にあつては、給与証明書(給与明細、雇用契約等)

時給での雇用など健保等級適用者以外の従事者については給与明細や雇用契約書などで時間単価を決定します。

※その従事者の健保等級単価を客観的に確認するために提出いただきます。

3. 給与社内規程

賃金の構成や支給時期、計算期間、賞与規定等が織り込まれている給与に関する規程

「〇月〇日に締め、その分の給与を△月△日に支払う」といった、締め支払いの計算期間のわかる箇所が必要となります。

※賞与の有無や締め支払いの計算期間等を確認するために提出いただきます。

※役員の人件費を計上される場合は、役員報酬規程をご提出ください。

4. 業務日誌

補助を受ける事業に直接従事する人員の直接作業時間を算定するために日々記録する日誌です。

令和7年9月分 業務日誌									
従事者所属: ○○部△△課 氏名: AA AAA				管理者 所属: ○○部長 氏名: BB BBB				従事時間は毎日30分単位で 記載してください。	
月	日	曜日	従事時間帯				除外する 時間数	従事した 時間数	具体的な作業内容 (※2時間までの会議・打ち合わせは、この欄に議事メモを記載。 2時間を超過する会議は別途フォーマットによる議事録を整備、 資料作成では当該作成資料を添付のこと)
			開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻			
9	1	月	10:00	12:00	15:00	17:00	0:30	3:30	【10:00-12:00】@○○社会議室 参加者: ○○、△△、××、◇◇(計4名) 議事メモ: ①×××の役割分担調整(△△を××に変更)、②各 担当の進捗すり合わせ(△△業務フォローを○日までに)
	2	火	10:02			17:58	0:26	7:30	【15:00-17:00】@△△△社会議室 参加者: ○○、△△、××(計3名) 議事メモ: ①各外注先の進捗状況説明、②プロジェクトの情報統 制について、③○日からのコンテ準備状況確認 ⇒うち30分は別件企画プレゼンのため、除外。

- 社内人件費の対象となっている事業従事者ごとに作成してください。
- 事業に従事した者本人が自分で毎日記載してください。
- 当該補助事業に従事した時間を記載してください。
- 「具体的な作業内容」欄には、具体的な作業内容およびその進捗率などを記載してください。
- 2時間を超える打ち合わせを行う場合は、議事録(事務局フォーマットまたは自社のフォーマット)をご提出ください。
- 責任者(管理者)はタイムカード等や帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複していないかなどを確認してください。
- 従事した時間数、その月の従事時間合計は自動計算されます。
- 従事者および管理者の所属・氏名は最初の月に入力すれば翌月以降に自動で反映されます。

④-7 社内人件費関連の書類

5. 個人別月別の人件費集計表

[目次へ戻る](#)

補助を受ける事業に直接従事する人員の月別の集計表です。

※業務日誌と同じファイル内にあります。

社内人件費 月別 集計結果		計算期間							
1	2	3	9	8	10.				
【従事者氏名】	健保等級	時間単価	開始月	開始日	締め月	締め日			
AA AAA	17級	1,660 円	1		1				
単位:時間	3月従事時間	4月従事時間	5月従事時間	6月従事時間	7月従事時間	8月従事時間	9月従事時間	12月従事時間	総合計時間
	0.0	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5
単位:円	3月人件費小計	4月人件費小計	5月人件費小計	6月人件費小計	7月人件費小計	8月人件費小計	9月人件費小計	12月人件費小計	人件費合計
	¥0	¥0	¥0	¥14,110	¥0	¥0	¥0	¥0	¥14,110

- ① 補助を受ける事業に直接従事した者の氏名※
- ② 補助を受ける事業に直接従事した者の健保等級
- ③ 補助を受ける事業に直接従事した者の時間単価(健保等級単価)
- ④ その月の業務日誌の従事した時間数※
- ⑤ その月の時間単価(健保等級単価)にその月の作業時間数を乗じた額※
- ⑥ 事業期間中の作業時間数の合計時間※
- ⑦ 事業期間中の人件費の合計金額※
- ⑧ 給与計算期間初日が月始めの場合は「1」、それ以外は「2」をプルダウンで選択
- ⑨ ⑧で「2」を選択した人のみ入力必須:給与計算期間の開始日を入力
- ⑩ ⑧で「2」を選択した人のみ入力必須:給与計算期間の締め日を入力

※: 業務日誌から自動反映または自動計算される項目

6. タイムカード

事業者の給与計算の基礎となる、従業員の出勤時間を記録したものです。

(例)

勤務管理表

令和

7 年

6 月分

社員番号

10000

氏名

AA AAA

勤務日	区分	出社時間	退社時間	勤務時間	休憩時間	残業時間	備考
6月1日							
6月2日	出勤	9:00	18:00	8:00	1:00		
6月3日	出勤	9:00	20:00	8:00	1:00	2:00	
6月4日	出勤	8:00	18:00	8:00	1:00	1:00	
6月5日	出勤	9:00	19:00	8:00	1:00	1:00	

業務日誌に記載されている従事した時間はこのタイムカード(勤怠管理表等)の勤務時間中のものが記載されている必要があります。

※タイムカードに記載された従事時間より業務日誌に記載された従事時間が多い場合、タイムカードに記載された従事時間までが対象となります。

7. 給与支払額がわかる書類

給与の支払いが確認できる書類(個人別給与簿および銀行振込受領書等)です。

交付決定日から事業完了日の事業期間内に事業者が事業従事者に対して給与として支払ったものが対象となります。

その給与の支給内容を確認するために個人別給与簿(給与明細)、そして支払いが確実に行われたことを確認するために銀行振込受領書等が必要です。

●従事者が出向している場合に必要な書類

出向している従事者の給与を出向元が支払っている場合、下記の書類が必要です。

※出向している従事者の給与を出向先(補助事業者)が支払っている場合、事業者と出向元間の書類は不要です。



※すべての請求・支払いが事業期間内に行われている必要がございます。

④-10 社内人件費の算出例

[目次へ戻る](#)

収支報告書には「等級単価×当事業に従事した時間の合計額」をご記載ください。

(例) 社員A…等級24/等級単価2,820円

1カ月の総勤務時間(タイムカードや勤務管理表)：160時間

1カ月の当事業に従事した時間(業務日誌)：80時間

1カ月の給与支払額(個人別給与簿や給与明細)：400,000円

※給与支払額は「支給額＋社会保険料」の合計額

支払先名称	費用種別	主な経費内容	支払方法	支払額	補助対象外となる経費	補助対象外となる理由	補助対象経費
〇〇〇〇(社員のお名前)	<企画開発> 社内人件費	企画書作成 健保等級単価2,820円×80時間	銀行振込	¥225,600			¥225,600



(公募要項38頁 ※1)

人件費(健保等級単価×従事時間)が、本事業に対して事業者が負担した人件費を超える場合に該当する場合は社内人件費の関連書類をもとに、事務局にて算出を行います。

< 算出方法 >

- ・総勤務時間160時間のうち、当事業に関する作業80時間 = 割合50%(80/160)
- ・給与支払額400,000円の50% = 200,000円 ←該当月の補助対象額上限

< 算出 >

- ・等級単価2,820円×当事業に関する作業80時間 = 225,600円
- ・225,600円－作業した月の補助対象額上限200,000円 = 差額25,600円

【補助対象額】 200,000円

【対象外となる費用】 25,600円

※事務局が収支報告書を修正いたします。



⑤成果物の提出について

⑤-1 成果物について

[目次へ戻る](#)

本メニューにおける成果物は、以下のとおりです。

プリプロダクション支援

- | | | |
|-----------|------------------|--------------|
| - 映像 | - プロット | - キャラクターデザイン |
| - 脚本/シナリオ | - イメージブック | - 企画書 |
| - 絵コンテ | - Verticalslice版 | 等 |

※ 月次報告にて進捗を報告している成果物について、実績報告時にご提出ください

※ 上記以外にも状況に応じて事務局より提出を求める場合があります。

⑤-2 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)

成果物のアップロードに際しては、事務局が指定するクラウドストレージ“box”に保管していただく必要があります。



成果物のアップロード：クラウドストレージ利用手順(1/8)

◆ 成果物のアップロード手順は下記のとおりです。

1. メールから”box”にアクセス

JLOX+事務局からクラウドストレージ“box”のアカウント作成のための通知メールが発信されます。受信後メールから”box”へアクセスします。

2. “box”アカウント作成

案内にしたがって“box”アカウントを作成します。

3. 成果物提出用フォルダへのアクセス

“box”内の成果物提出用フォルダにアクセスします。

4. 成果物アップロード

成果物提出用フォルダにアップロードします。

5. URL入力

アップロードした成果物のURLをメールで事務局にお知らせください。

⑤-3 成果物の提出方法について

成果物のアップロード：クラウドストレージ利用手順(2/8)

[目次へ戻る](#)



1. メールから”box”にアクセス

- ◆ JLOX+事務局から各事業者宛に発信されたメールを受信後、「招待を承認」を押下し、“box”へアクセスします。



⑤-4 成果物の提出方法について

成果物のアップロード:クラウドストレージ利用手順(3/8)

[目次へ戻る](#)



2. “box”アカウント作成

- ◆ メール内のリンクに初回アクセスした場合、以下の画面が表示されるので、必要項目を入力および該当するチェックボックスにチェックをします(電話番号は任意入力)。

※メールアドレスは事業者登録のご担当者様情報として頂いているもの(もしくはご担当者様変更として連絡頂いているもの)と同じにしてください。

- ◆ 必要な情報を入力し、「送信」を押下すると以下の画面が表示されるので、boxからのメール受信を確認します。

アカウントの作成

JLOX+ 補助金事務局があなたを「R30000_成果物提出用フォルダ」のコラボレーションに招待しています

Boxアカウントにサインアップして招待を承認しましょう

次のコラボレーションに招待されました:

R30000_成果物提出用フォルダ
JLOX+ 補助金事務局が所有

フルネーム
会社用のメールアドレス
yoshino.g19@gmail.com
パスワード
パスワードの確認
パスワードの確認
電話番号

☐ 私は欧州経済領域または英国に住んでいます

☐ このチェックボックスをオンにすると、Boxのサービス利用規約に同意したとみなされ、Boxの個人情報保護方針を承認したことになるります。また、製品やサービスの更新、特別キャンペーンイベントやウェビナー、およびその他のマーケティング資料に関するメールをBoxから受信することに同意したとみなされます。いつでも配信を停止できます。

送信

VIO
特定非営利活動法人映像産業振興機構

確認メールを送信しました

アカウントにログインするには、メールを確認する必要があります:

[Gmailを開く](#) [Outlookを開く](#)

メールが見つからない場合は、[こちらをクリックして再送信してください](#)。

⑤-5 成果物の提出方法について

成果物のアップロード:クラウドストレージ利用手順(4/8)

[目次へ戻る](#)

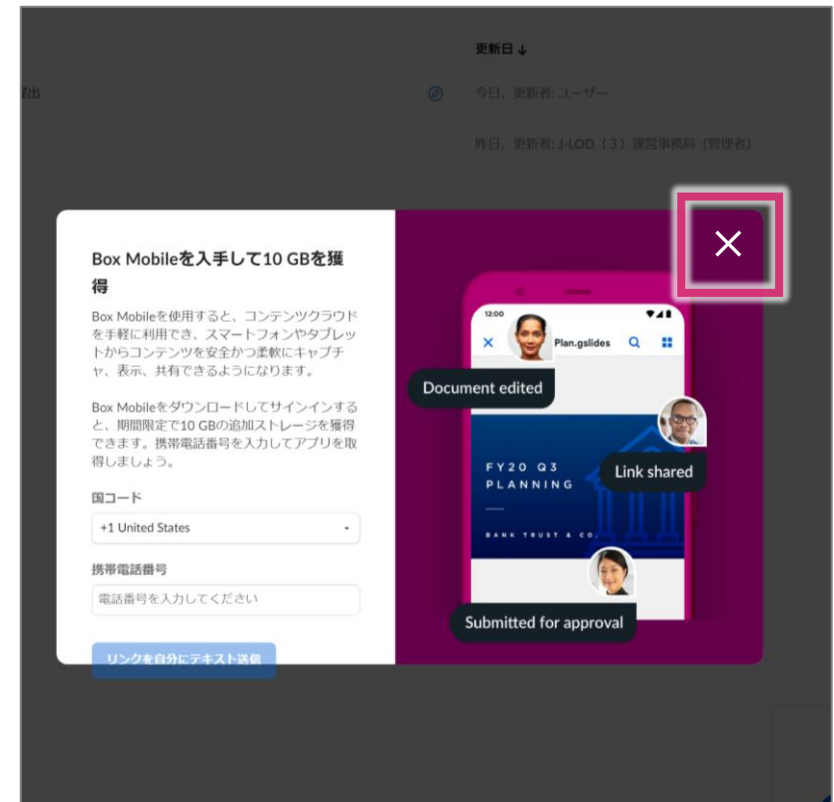


2. “box”アカウント作成

- ◆ boxからの確認メールの着信、開封後、「メールの確認」を押下します。



- ◆ モバイルアプリの確認画面が表示されますが、不要なので右上の「×」を押下します。
※ メール内のリンクから2回目以降にアクセスした場合は以下の画面は表示されません。



⑤-6 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)

成果物のアップロード：クラウドストレージ利用手順(5/8)



3. 成果物提出用フォルダへのアクセス

- ◆ 事務局から発信される成果物提出先フォルダに関するメールの「フォルダに移動」を押下します。

- ◆ 各案件ごとの成果物提出用フォルダが開きます。



注意

特定の操作により共有設定が解除され、フォルダにアクセスできなくなることがあります
その場合は事務局にお問合せください。

⑤-7 成果物の提出方法について

成果物のアップロード:クラウドストレージ利用手順(6/8)

[目次へ戻る](#)



4. 成果物アップロード

- ◆ 「新規」、「ファイルをアップロード」の順に押下します。提出するファイルを選択します。



もしくは

- ◆ 成果物を青枠内にドラッグ＆ドロップします。



- ◆ 成果物がアップロードされます。

名前 ↑	更新日	サイズ
ダミー-A.pdf	今日、更新者: 事業者 A	40.2 KB
ダミー-B.pdf	今日、更新者: 事業者 A	40.2 KB
ダミー-C.pdf	今日、更新者: 事業者 A	40.2 KB

注意

証憑として保管するため、一度アップロードしたファイルは削除できません。
誤ってアップロードした場合は、正しいファイルを追加でアップロードしたうえで、その旨を kensa3@jloxplusr6.jp までご連絡ください。

⑤-8 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)



成果物のアップロード:クラウドストレージ利用手順(7/8)

5. URL記入

- ◆ 右上に表示されている「共有リンクをコピー」のリンクアイコン  を押下します。

- ◆ ポップアップウィンドウが出るので、「コピー」からリンクをコピーします。



⑤-9 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)



成果物のアップロード:クラウドストレージ利用手順(8/8)

5. URL記入

- ◆ コピーしたリンクを、メールにて事務局へ送付してください。



kensa3@jloxplusr6.jp

注意

一度報告したファイルは削除、変更できませんので、お間違えの無いようご注意ください。

メールアドレスの変更手順(1/7)



- ◆ 登録済みのメールアドレスを変更する場合、以下の手順で変更可能です。
 1. 新しいメールアドレスを登録
 2. 新しく登録したメールアドレスの有効化
 3. 新しく登録したメールアドレスを、メインで使用するアドレス(プライマリアドレス)に変更

⑤-11 成果物の提出方法について

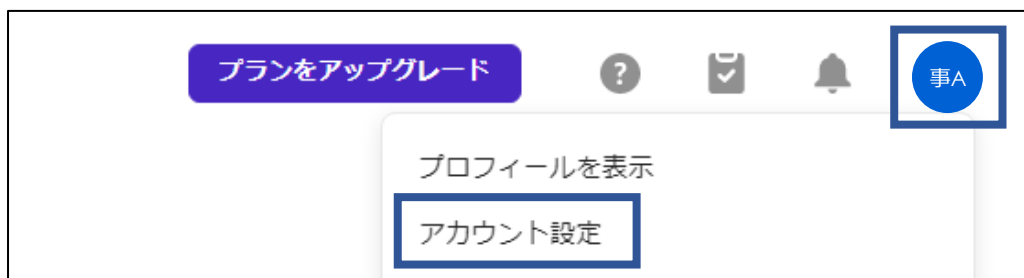
[目次へ戻る](#)



メールアドレスの変更手順(2/7)

1. 新しいメールアドレスを登録

- ◆ 現在のBoxアカウントID(メールアドレス)でログインします。
- ◆ 画面右上のプロフィールアイコンを選択して、[アカウント設定]を押下します。



- ◆ [アカウント]タブの[コラボレータの追加または個人用メールアドレスのリンク]欄で、[個人用メールアドレスをリンク]を押下します。



⑤-12 成果物の提出方法について

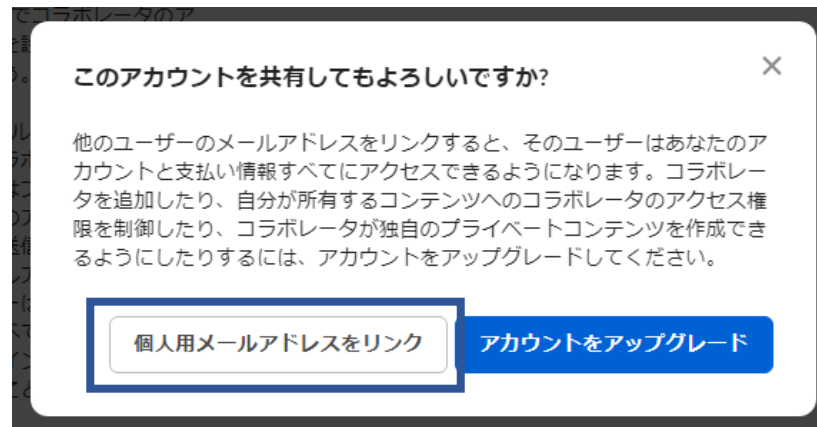
[目次へ戻る](#)



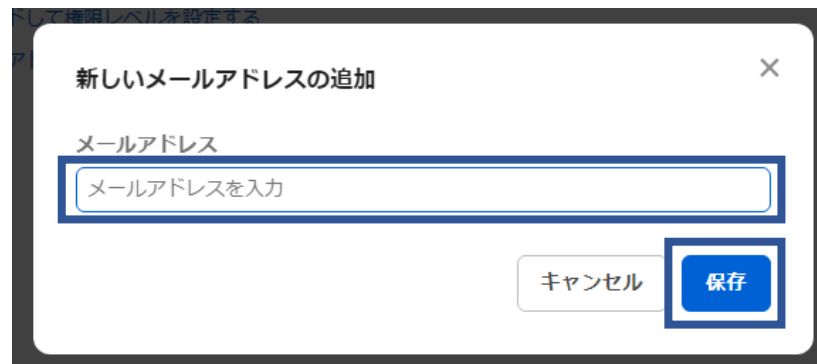
メールアドレスの変更手順(3/7)

1. 新しいメールアドレスを登録

- ◆ [個人用メールアドレスをリンク]を押下します。



- ◆ 入力フィールドに新しいメールアドレスを入力して、[保存]を押下します。



⑤-13 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)



メールアドレスの変更手順(4/7)

2. 新しく登録したメールアドレスの有効化

- ◆ 新しく登録したメールアドレスへboxから確認のメールが届きます。本文の[メールの確認]を押下します。



⑤-14 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)



メールアドレスの変更手順(5/7)

2. 新しく登録したメールアドレスの有効化

- ◆ 以下の画面が出力された場合は、入力フィールドにパスワードを入力し、[ログイン]を押下します。

- ◆ [マイアカウントに進む]を押下します。

⑤-15 成果物の提出方法について

[目次へ戻る](#)



メールアドレスの変更手順(6/7)

3. 新しく登録したメールアドレスを、メインで使用するアドレス(プライマリアドレス)に変更

- ◆ [アカウント設定]>[アカウント]タブの[コラボレータの追加または個人用メールアドレスのリンク]欄の、[プライマリに変更]ボタンを押下します。

コラボレータの追加または個人用メールアドレスのリンク	デフォルトのメールアドレス
ヒント: 有料プランでコラボレータのアクセス権限レベルを設定し、セキュリティを強化しましょう。 詳細を表示	abc123@xxx.com
ヒント: 個人のメールアドレスを追加でリンクすると、コラボレータに表示されるメールアドレスはプライマリメールアドレスになり、このア	リンクされたメールアドレス
	def456@xxx.com プライマリに変更 削除
	アップグレードして権限レベルを設定する
	個人用メールアドレスをリンク

- ◆ 入力フィールドにパスワードを入力し、[保存]ボタンを押下します。

×

プライマリメールアドレスを更新

新しいプライマリメールアドレス

def456@xxx.com

パスワード

パスワードを入力

キャンセル

保存



メールアドレスの変更手順(7/7)

3. 新しく登録したメールアドレスを、メインで使用するアドレス(プライマリアドレス)に変更

- ◆ [デフォルトのメールアドレス] と [リンクされたメールアドレス] が入れ替わっていることを確認します。

コラボレータの追加または個人用メールアドレスのリンク ヒント: 有料プランでコラボレータのアクセス権限レベルを設定し、セキュリティを強化しましょう。 詳細を表示 ヒント: 個人のメールアドレスを追加でリンクすると、コラボレータに表示されるメールアドレスはプライマリメールアドレスになり、このア	デフォルトのメールアドレス def456@xxx.com リンクされたメールアドレス abc123@xxx.com - プライマリに変更 削除 アップグレードして権限レベルを設定する 個人用メールアドレスをリンク
---	---



令和6年度補正 クリエイター・事業者支援事業費補助金
(クリエイター・事業者海外展開促進)

国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)

発行



Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構